

別紙

システム機能要件確認書

共通

- ・ 地方財政法に準拠したシステム処理が行えること。
- ・ 金額等の数値入力時は千億の桁まで入力・表示・帳票出力可能であること。
- ・ 過去に作成した伝票の複写機能を有すること。
- ・ 決裁区分の保守が可能なこと。
- ・ データや帳票をE x c e lやC S V形式で出力できること。
- ・ 権限設定（システム管理者とそれ以外 等）が可能であること。
- ・ 債権者や金融機関情報の追加、修正等の処理が可能なこと。
- ・ 帳票（各種一覧表等）は印刷する前にプレビューの表示ができること。

予算編成

- ・ システム上で予算要求、査定、予算書、総括表、事項別明細書作成のためのデータ入力、出力が行えること。
- ・ 会計、款、項、目、節、細節の管理が容易に行えること。

予算管理

- ・ 繰越予算登録、流用、予備費充用等の処理が可能であること。

歳入管理

- ・ 調定、還付、振替、更正、不納欠損等の処理が可能であること。

歳出管理

- ・ 支出負担行為、支出命令、支出負担行為兼支出命令、戻入、精算、更正、振替等の処理が可能であること。
- ・ 給与、報酬等の支払時には、所得税や社会保険料、雇用保険料、住民税等の控除が可能であること。

歳計外

- ・ 調定、支出等が可能なこと。

照会処理

- ・伝票検索、執行状況、予算差引簿等を容易に確認でき、帳票出力が行えること。

会計処理

- ・伝票や納付書等にはバーコードが印刷され、そのバーコードを読み取ることによって、伝票の決裁処理や納付書の消し込み処理等を迅速に行えること。
- ・口座振替については全銀フォーマット対応とし、データ活用による歳出データの抽出が可能であること。

決算処理

- ・日計、月計、歳入歳出決算書、監査資料等確認帳票出力可能なこと。

決算統計

- ・総務省から提供される電子調査表システムに取り込み可能なデータを作成できること。

源泉徴収管理

- ・源泉徴収票を作成できること。

公会計

- ・国から示された統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年1月公表 令和7年3月改訂）に則した、財務書類の作成が可能なシステムであること。
- ・財務会計システムと連動し、かつ複式簿記に対応したシステムとし、決算時には総務省から示されている財務書類が作成可能なこと。
- ・総務省が無償提供する地方公会計標準システムを導入することなく、提案システムの機能として、上記の運用が可能なこと。